

裁 決 書

審査請求人

京都市下京区

代理人

上記審査請求人から平成26年6月18日付けで提起の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく平成26年5月2日付け住宅扶助申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）並びに生活扶助費及び家財保管料の遡及支給に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

- 1 京都市深草福祉事務所長が審査請求人に対して行った本件処分を取り消す。
- 2 その余の請求については、これを却下する。

理 由

- 1 審査請求（補充書を含む）及び反論（再反論書を含む）の要旨
審査請求人（以下「請求人」という。）は、次の理由(1)により、京都市深草福祉事務所（以下「処分庁」という。）が行った本件処分の取消しを求める。
また、理由(2)により、生活扶助費及び家財保管料を支給せよとの裁決を求める。

（理由）

- (1) 請求人に対する同人の長男（以下「長男」という。）からの \square はなかったにもかかわらず、処分庁は生活実態の調査を怠り、 \square を行った長男の近隣に居住することは不適切として本件処分を行った。

また、本件では、昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による保護の実施要領について」（以下「局長通知」という。）第7の4の(1)のキが適用されるべきところ、処分庁は、局長通知第7の4の(1)のキを誤って適用している。

よって、本件処分は、調査義務を尽くさず、通知の解釈を誤って行ったものといえ、請求人の居住・移転の自由を不当に侵害する違法なものである。

さらに、本件処分に係る決定通知書の決定理由は、具体的な理由付けがなく、決定理由の記載として、不備がある。

- (2) 請求人は、違法な本件処分により、住居に入居できない状態が継続しているので、平成26年1月15日に遡って生活扶助費及び家財保管料の支給せよとの裁決を求める。

2 処分庁の弁明及び再弁明の要旨

- (1) 平成26年1月7日、処分庁は、請求人から、長男に \square との報告を受け、また、同月14日、 \square 法律事務所の \square 弁護士（以下「弁護士」という。）から、請求人が \square を受けており、 \square と言っているとの報告を受けた。

- (2) 処分庁は、請求人に生活保護を適用したうえで、長男と距離を置かせる方針を決定し、ホームレス状態と同視して請求人の \square （以下「本件施設」という。）への入所手続を行うとともに、平成26年1月15日付けで保護開始決定を行った。

- (3) 平成26年3月4日、処分庁は、請求人の居宅確保について、の可能性
があることから京都市内での居宅確保は認められないものの、長男宅からあ
る程度の距離があれば、京都府内であっても居宅確保を認めるとの方針を決
定し、同月5日、請求人に当該方針を説明した。
- (4) 平成26年4月23日、処分庁は、請求人から、京都市内の居宅（以下
「本件物件」という。）に係る保護変更申請（以下「本件申請」という。）
を受理したが、本件物件は、長男宅の近隣地であり、の可能性があ
ることから、同年5月2日付けで本件処分を行った。
- (5) 居宅確保の際の敷金等については、局長通知第7の4の(1)のキにおいて、
「住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合その他実施機関に
おいて居住することが不適切と認めた場合は除く。」とされている。
処分庁は、請求人が長男から日常的にことを確認し
ていたため、請求人に対し、京都市外での居宅確保を指示していたが、請求
人は、京都市内にある本件物件に係る本件申請を行ったため、本件物件を局
長通知第7の4の(1)のキにいう「居住することが不適切」な物件と判断し、
本件申請の却下を決定した。
- (6) 処分庁は、請求人に対し、再三にわたり京都市内での居宅確保が認められ
ない理由を説明しており、その経過を踏まえて、あらためて決定理由を付記
したものであるから、本件処分に係る決定通知書の決定理由は、必要かつ十
分な内容である。
- (7) また、請求人は、平成26年1月15日に遡って生活扶助費及び家財保管料を
支給するよう求めているが、請求人は、本件施設で食事の提供を受けており、
生活扶助費を支給する必要性は認められず、家財保管料については、現時点
において、請求人から具体的な申請が行われていないものである。
- (8) 以上から、本件処分は、適法かつ適正に行われたものであり、本件審査請
求については、これを棄却するとの裁決を求める。
- (9) なお、平成27年3月25日、処分庁は、請求人から京都市内の物件(住
所：以下「現住居」という。)への入居を検討
しているとの申出を受け、請求人が京都市外へ転居する意思がないこと及び
での生活が長期化している状況について検討を行い、同物件
であれば長男宅からの行き来が難しく(公共交通機関の乗継ぎが必ず必要とな
る。)、一定の距離が保たれると判断したため、居宅確保を認めている。

3 審査庁の認定事実及び判断

(1) 認定事実

- ア 平成25年11月25日、処分庁は、請求人から、「最近3箇月は長男からの
なっており、請求人宅の鍵を長男が度々請求人から
」旨聴
取した。
- イ 平成26年1月7日、処分庁は、請求人から、「」
との報告を受け、ことを確認した。
- ウ 平成26年1月14日、処分庁は、弁護士から、請求人が長男からを受
けており、と言っているとの報告を受けた。
- エ 平成26年1月15日、処分庁は、同日付けで、本件施設への入所手続を行
い、請求人の保護（医療扶助単給）を開始した。
- オ 平成26年3月3日、処分庁は、本件施設の相談員から、請求人が、京都
市内で居宅確保を希望しており、また、高齢者は弁護士が勝手に通報
したものであり、本件施設にいる意味が理解できないと述べているとの連
絡を受けた。
- カ 平成26年3月4日、処分庁は、請求人の居宅確保について、京都市内の
物件は認めないものの、京都市以外の京都府内の物件については、交通機

関の乗り換えが必要な距離であれば認めるとの方針を決定し、同月5日、請求人に対し、当該方針を説明した。

キ 平成26年4月23日、処分庁は、請求人から、本件申請を受理したが、本件物件は長男宅の近隣地であり、の可能性あることから却下することを決定し、同年5月2日付けで本件処分を行い、同日、決定書通知書を手交した。

ク 平成27年2月25日、処分庁は、ケース診断会議において、本件施設の相談員から提出された転居希望先物件3件について、いずれも京都市内ではあるが、長男の居住地から離れているため、居宅確保可とすることを決定した。

ケ 平成27年5月13日、処分庁は、不動産仲介業者から、請求人の転居先が現住居で確定したとの連絡を受けた。

コ 平成27年5月19日、処分庁は、ケース診断会議において、請求人の転居先が確定したことから、転居費用、家具什器費、布団代、生活移送費及び1年分の家財保管料の支給を決定し、同年5月21日及び同月27日付け決定通知書で通知した。

(2) 判断

ア 請求人の申立て内容は、本件処分は、実際には存在しないを前提として行われていること、局長通知の解釈を誤って適用していること及び本件処分に係る決定通知書の決定理由の記載に不備があることから違法であり、その取消しを求めるものである。

さらに、違法な本件処分により本件施設入所後の生活費が支給されず、家財保管料も発生していることから、生活扶助費及び家財保管料について支給を求めるものである。

イ 法第14条は、住宅扶助について定めているところ、同条を受けて、局長通知第7の4の(1)のキは、「保護開始時において、安定した住居のない要保護者(略)が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、(略)家賃又は間代を必要とする住居を確保するときは、(略)特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと(住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合その他実施機関において居住することが不適切と認めた場合を除く。)」とされている。

ウ 処分庁は、弁護士から高齢者通報があったこと及び請求人が日常的に長男からいてことを踏まえ、安全に帰宅可能な住居を有していない請求人を「安定した住居のない要保護者」に当たると認定したのであり、本件処分において、局長通知第7の4の(1)のキを適用したことに誤りはない。

エ もっとも、局長通知第7の4の(1)のキは、「実施機関において居住することが不適切と認めた場合を除く。」とされている。

いかなる場合に「居住することが不適切」と認めるかは、処分庁の裁量に委ねられており、例えば、DV被害の事態改善の観点から、実施機関において居住することが不適切と認めた場合もこれに当たるが、裁量の範囲も無制限ではなく、裁量の不合理な行使であると認められる場合には不当となる。

本件で、処分庁は、京都市内は「である長男宅の近隣にあり、を受ける可能性がある」ため「居住することが不適切」として、本件処分を行ったのであるが、その後、同じ京都市内の現住居について、「居住することが不適切」とせずに、転居を認めている。

処分庁は、その理由について、京都市と異なり、京都市であれば、長男宅(京都市)から乗継ぎが必ず必要となること、請求人に京都市外へ転居する意思がないこと及び本件施設での生活が長期化していることを挙げている。

しかし、本件処分において、処分庁は、京都市内の物件では「」を受けられる可能性があるため「居住することが不適切」としたのであり、上記の理由だけでは、京都市内の物件に「居住することが不適切」でなくなったと判断したことに、合理的な理由があるとは認められない。

また、提出されたケース記録等の資料においても、処分庁が、京都市内に居住することとの可能性との関連について、詳細に検討した跡は認められない。

これは、処分庁は、長男からのの恐れがなくなった等の環境の変化がないにもかかわらず、本件処分を取り消すことなく、十分な検討をしないまま、同じ京都市内の別の物件への転居を認めたことになるため、本件処分とその後の処分との間に矛盾が認められる。

以上からすると、本件処分の際し、処分庁は、請求人が京都市内に居住することが可能か、十分に考慮していなかった可能性があると言わざるを得ず、その判断の合理性に疑いが生じざるを得ない。

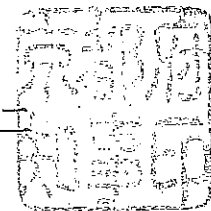
オ よって、本件処分における処分庁の判断は、裁量の不合理な行使であると言わざるを得ず、その余について判断するまでもなく、本件処分は、不当なものとして取り消すことが相当である。

カ なお、居宅生活後の生活扶助費及び家財保管料の支給請求については、審査庁には新たに金銭の支払を命じる裁決をする権限が与えられていないことから、審査庁の権限外の事項を申し立てるものであり、当該請求は不適法なものとして、却下する。

キ 以上より、本件処分は、その取消しが相当と認められ、また、その余の請求については不適法であるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第1項及び第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年6月9日

京 都 府 知 事 山 田 啓 二



(教示)

なお、この裁決について不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。

また、この裁決について不服があるときは、この裁決があったことを知った日から6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。）裁決の取消しの訴えを京都地方裁判所に提起することができます。